

# 新しい時代の「市民の図書館」構想

高知市新図書館構想検討委員会報告

平成 14 年 5 月

高知市教育委員会



## はじめに ―新しい時代の《市民の図書館》の建設に向けて―

もう24～5年くらい前になると思います。私は計画づくりの資料を入手するために高知市役所か高知県か（どちらかは忘れましたが）に行きました。その帰り道、《市民の図書館》という横長の石の看板を見ました。それは、みどりの低い植木に囲まれ、何の違和感もなくおかれています。私は、この石板にドキッとさせられました。この時代では、いや、今の時代にあっても、たぶん、一般には「高知市民図書館」と書くと思います。それが《市民の図書館》となっていたのです。それは、ただ単に「市民」と「図書館」の間に「の」が入っているだけのものではありません。「市の〈図書館〉」ではなく、あくまで「市民の〈図書館〉である」と主張しているのです。私は、その当時から「住民を主体とした《まちづくり》は、いかに可能か」をテーマとしておりましたので、この「の」を入れるセンスに感激し、その気概に感じ入りました。「この高知市の図書館は只者ではないぞ」「よほど理念を持った方々が運営しているのだな」そして「高知市政のレベルの高さ」を、そのとき感じました。

事実、その後知ったのですが、《市民の図書館》は、開館から10年間の「市民の生活の中に読書を！」「読書で豊かな生活を！」のスローガンによる活動や、図書館による出版事業、ユネスコ共同図書館事業、などなどの先駆的な活動を実践し、それらは日本の公共図書館の方向づけに大きい役割を果たしてきたといわれています。

こうした《市民の図書館》も、平成11年9月には開館50周年を迎えたそうです。しかし、半世紀を経た《市民の図書館》は、高度情報化に対する本格的な対応、社会の成熟化にともなう学習需要の増大、社会・経済の変化に対応するための資料や情報の重要性、心豊かな生活のための読書要求などがせまられており、そのあり方とサービスにも新たな展開が求められる時代となっています。そして21世紀の100年に向けての新たな展開が求められているといえます。それには、現在の図書館施設では不十分です。何より、建物が老朽化し、震災等による建物崩壊の危険があり、かつ、空間が手狭で、新たな活動を展開する余裕がまったくありません。

そこで、平成12年6月、高知市新図書館構想検討委員会が設けられました。委員会は、平成12年6月に第一回を開催後、約2年間をかけ、10回の委員会と4回の視察を行いました。委員会では、(1)中央図書館としての位置づけ、(2)新図書館建設のコンセプトと新たな図書館活動の方向、(3)新図書館の機能及び規模等の検討、(4)新図書館建設の立地場所及び施設の複合化の検討、等の検討を行いました。その結果を取りまとめたものが、本報告です。

本報告が、市民とともに新しい時代の《市民の図書館》への建設を実現していくためのものとなることを希望すると共に、真摯な議論を積み重ねていただいた委員の皆様へ深く感謝します。

2002年5月

高知市新図書館構想検討委員会 委員長 大谷 英人

# 目次

## はじめに

1. 高知市中央図書館の位置づけと現有図書館の課題	4
1. 高知市総合計画からの位置づけ	
2. 公共図書館の基準からの位置づけ	
1. 開架冊数及び年間収集図書冊数に対する基準	
2. 公立図書館の人口段階別整備状況	
3. 市町村立図書館と都道府県立図書館の役割分担	
3. 分館・分室との役割分担	
4. 現有図書館の課題	
2. 新図書館建設の基本方針	7
1. 新しい図書館のイメージ	
2. 新図書館のコンセプト	
3. 新図書館の開館年次	
4. 新しい発展をめざす図書館活動の方向	
3. 新図書館の機能及び規模等の構想	10
1. 新図書館の機能等	
1. 中央館としてもつべき機能	
2. 図書館資料の整備	
3. 読書の推進と文化の活動	
4. 運営体制の整備	
2. 新図書館の施設構想	
1. 新図書館における諸室と規模	
2. 諸室の基本的な考え方	
3. 建築計画的な留意事項	
4. 新図書館の立地場所及び施設複合化の検討	16
1. 立地場所の検討	
1. 候補地の条件と候補地	
2. 候補地の現況・評価	
2. 施設の複合化に対する基本的な考え方	
1. 原則的には単独館	
2. 複合化の選択肢と方向	
5. 高知市新図書館構想検討委員会での検討経過	22
1. 委員会名簿	
2. 委員会の開催経過とテーマ	
3. 視察経過	
4. 高知市新図書館構想検討委員会設置要綱	

## 資料編

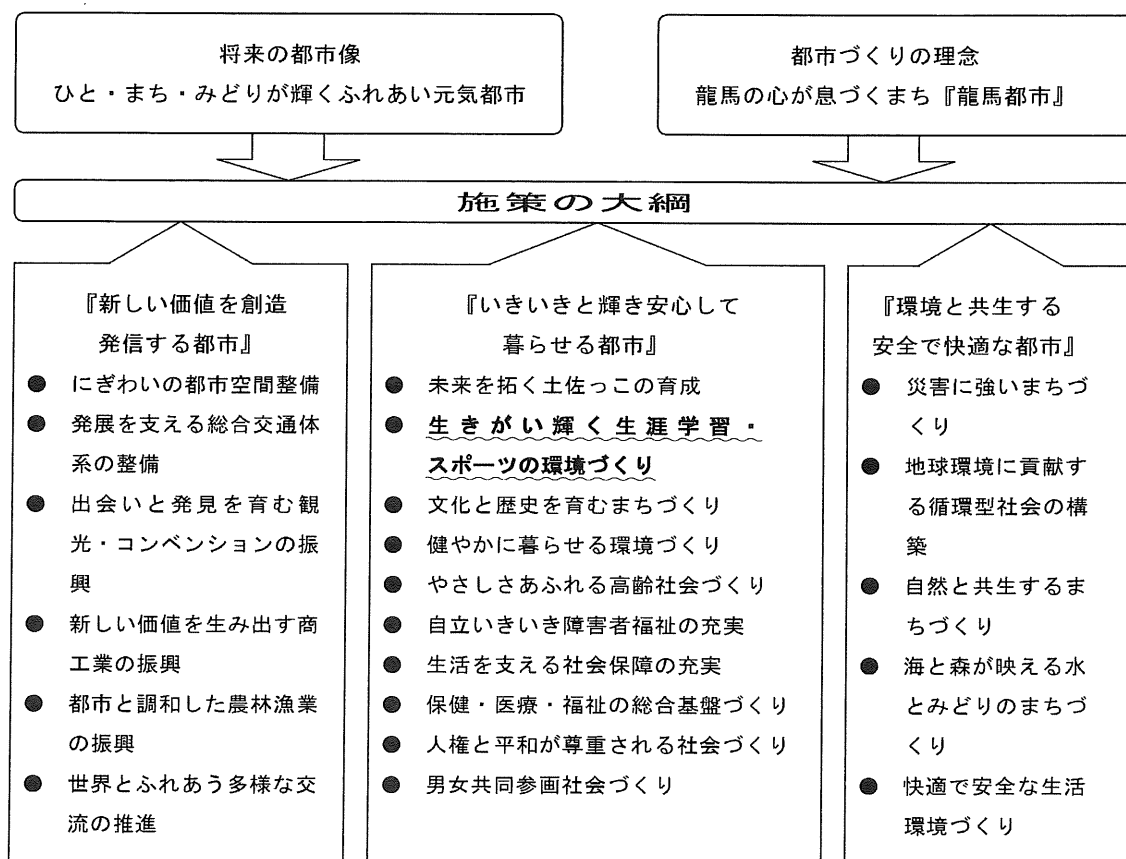
1. 高知市民図書館の現況	27
1. 高知市民図書館の所在地	
2. 高知市民図書館の歴史	
3. 施設の概要	
4. 平成12年度蔵書数等	
2. 基準等に関する資料	36
1. 「公共図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」	
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会	
平成4年5月21日	
2. 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」	
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会	
平成12年12月8日	
3. 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」	
官報 第3160号	
平成13年7月18日	
3. 視察資料	54
1. 町田市立中央図書館	
2. 調布市立中央図書館	
3. 市川市中央図書館	
4. 浦安市立中央図書館	
5. 沼津市立図書館	
6. 富士市立図書館	
7. 高知大学メディアの森附属図書館	
8. 岡山県早島町立図書館	
9. 岡山市立中央図書館	
10. 岡山市立幸町図書館	
11. 兵庫県佐用町立図書館	
12. 洲本市立図書館	

# 1. 高知市中央図書館の位置づけと現有図書館の課題

## 1. 高知市総合計画からの位置づけ

高知市総合計画（2000年4月策定）の基本構想において、将来の都市像、都市づくりの理念及び施策の概要は、図1-1のようになっている。上記の施策の大綱「いきいきと輝き安心して暮らせる都市」・「生きがい輝く生涯学習・スポーツの環境づくり」の中の「生涯学習活動の支援」の項目において、市民の生涯学習を積極的に支援することを目的とした事業のひとつとして「新図書館構想の推進」があげられている。

図1-1 基本構想の概要



## 2. 公共図書館の基準からの位置づけ

近年の公立図書館の基準についての報告書は、以下の3つがある。

- ① 「公立図書館の設置及び運営に関する基準から（報告）」（生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会 平成4年5月21日）
- ② 「公立図書館の設置及び運営に関する基準から（報告）」（生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会 平成12年12月8日）
- ③ 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第132号 平成13年7月18日）

### 1. 開架冊数及び年間収集図書冊数に対する基準

「公立図書館の設置及び運営に関する基準から（報告）」（平成4年）では、「開架冊数」「年間収集図書冊数」が示されている。

開架冊数『市町村立図書館の開架冊数の総数は、市町村の人口に応じて次に掲げる冊数以上とするよう努めるものとする。』とされ、新図書館にあてはまる基準は、「人口10万人以上60万人未満の場合、115,000冊に10万人を超える人口一人につき0.7の割合で累加した冊数」となっている。この基準により高知市民図書館の努めるべき開架冊数を計算すると、およそ273,000冊となる。

さらにここでは『市町村立図書館は、毎年、開架冊数の五分之一以上の冊数を収集するよう努めるものとする。』とされている。先に示された基準による開架冊数の総数からみると、新図書館の努力すべき年間収集冊数は55,000冊あまりとなる。

### 2. 公立図書館の人口段階別整備状況

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」（平成12年）において、具体的な「数値目標」を設定する際の参考として、表1-1のように示されている。この基準によると高知市は人口段階別では30万人以上であるので、概ね目標となる延床面積は8,900㎡となり、蔵書冊数は851,000冊、開架冊数は559,000冊となる。（ただし、この基準の目標値は分館・分室を含めたものである。）

表1-1 貸出活動上位の公立図書館における整備状況

人口段階別	1万人未満	1～3万人	3～10万人	10～30万人	30万人以上
平均人口	6,500	17,900	49,800	140,800	403,700
延床面積（㎡）	896	1,591	2,937	5,437	8,853
蔵書冊数	53,067	93,373	213,984	547,353	850,812
開架冊数（内数）	44,615	73,657	153,181	335,203	558,362
開架に占める新規図書比	9.8%	9.2%	10.9%	10.9%	9.1%
視聴覚資料点数	1,582	3,277	8,299	18,809	47,400
年間購入雑誌点数	124	130	255	615	955
資料費（千円）*	9,841	17,635	35,398	74,629	143,361
人口1人概算（円）	1,500	1,000	700	550	350
人口1人年間貸出点数	14.4	13.8	11.4	10.0	7.8
職員数（有資格者）**	5(3)	8(4)	19(11)	53(25)	98(58)

注：上記の表は「日本の図書館1999」（日本図書館協会編）をもとに同協会の協力により作成したものである。数値については、全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口1人あたりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均数値を算出したものである。ここで示した数値を参考にしながら、各図書館において各々が選定した「指標」に係る「数値目標」を定め、時系列比較や同規模自治体などの比較検討によって自己評価に活用し、図書館運営の一層の発展に資することが望まれる。なお、ここで示した数値を上回るサービスを展開している図書館にあっては、さらに高い水準を目指して図書館サービスの充実を図ることが期待される。

\* 1998年度決算額

\*\* 非常勤、臨時職員を含むフルタイム相当人数

### 3. 市町村立図書館と都道府県立図書館の役割分担

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年）では市町村立図書館と都道府県立図書館の位置づけを以下のように定めている。

表1-2 市町村立図書館と都道府県立図書館の役割

市町村の図書館の役割	市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。
都道府県立図書館の役割	都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

### 3. 分館・分室との役割分担

新図書館は、中央館として以下に示した分館・分室の活動方向をサポートする役割を担うと共に、そのネットワーク化を図る。

表1-3 分館・分室の役割

分館	(1) それぞれの地域に密着し、市民要求に直接応える地域図書館づくり。
	(2) 貸出と児童読書支援を重点とし、読書相談、レファレンスサービスに取り組む。
	(3) 直営化を志向するとともに、当面、運営体制の充実をはかる。
分室 (センター図書館)	(1) 本館の貸出窓口としての分室の機能整備を推進。直営化は将来の検討課題とする。
	(2) 貸出と児童読書支援を中心とした活動を行い、本館と連携して諸事業に取り組む。
	(3) 地域ふれあいセンターの中核施設となるように整備する。

### 4. 現有図書館の課題

昨今、生涯学習に対する人々の意欲や関心が高まっており、多様で豊富な学習機会の提供は不可欠な要素となっている。現有図書館は昭和42年の建築であり、加速度的に変貌しつつある高度情報化社会に対応するサービスが、十分に展開できないなどのほか、次にあげるような課題がある。

1. 収蔵能力が少ない。(開架8万冊、書庫16万冊)
  - ・ 本館の蔵書冊数が27万冊となり限界をこえている。
2. 開架・閲覧スペースがせまい。
  - ・ 成人室・こども室ともに開架冊数が充分でないうえに、閲覧席が少ない。
  - ・ 特に視聴覚ライブラリーはCD・ビデオ・レーザーディスク・映写機などの置き場が極端にせまく、バリアフリーへの配慮に欠けている。
3. 機能的でない。
  - ・ 開架部分と書庫がはなれている。
  - ・ 視聴覚ライブラリー(カウンター)とビデオ室の階がちがう。
  - ・ 図書館バス車庫と資料編成室がはなれている。
4. 資料の整理や保存のためのスペースがせまい。
  - ・ 図書選択や装備、特設資料の整理や保存などの各室がない。
5. 集会・展示のスペースがせまい。
6. トイレや喫煙室、くつろぎの場などのスペースがせまい。
7. 駐車がせまい。
  - ・ 障害者用もふくめ4台分しかない。
8. 耐震基準以前の建物であり、安全性に問題がある。



## 2. 新図書館の建設基本方針

### 1. 新しい図書館のイメージ

新しい図書館のイメージは、以下のとおりであり、建物は、“心のかよいあう、市民が誇りにできる図書館”とする。

#### 『文化の泉 ー読む・観る・聴く・憩うー』

「いつでも、どこでも、だれにでも」そして、「ゆたかに、はやく、かくじつに」を図書館づくりの基調に総合的な資料・情報センターをめざす。

### 2. 新図書館のコンセプト

市民図書館 50 年の歴史と伝統、その中で創り出してきたサービス網と蓄積してきた資料、特色ある事業を基礎に、市民とともに開館 60 周年を目標に《市民の図書館》の新しい発展をめざす。そのための新図書館の基本方針は表 2-1 とする。また、施設・活動等、それぞれについての基本方針は表 2-2 のとおりである。

表 2-1 新図書館のコンセプト

(1) 豊かな読書空間の構築	個人の営みとしての読書の世界を保障できる空間（づくり）を大切にする。
(2) 学習・情報・文化の生涯学習の拠点	きめの細かい図書館サービスに取り組み、市内全域・均質サービスを推進する。
(3) 本の海、学びの広場、市民のオアシス	読むだけでなく、観る、聴く、憩う市民の文化の広場を建設する。
(4) こどもの読書と文化のセンター	豊かな児童読書支援の活動をすすめるとともに、こどもと読書の支援センターをめざす。
(5) 国際化・情報化・生涯学習時代の資料・情報基地	情報化・生涯学習時代の総合的な資料・情報のセンターとして、機能の拡充をはかっていく。

表 2-2 施設・活動等の基本方針

① 本館	図書館サービス網のセンターとしての機能を拡充しつつ、新しい時代の要請に応える「総合資料・情報センター」としての機能を持つ施設とする。
② 分館	直営化を志向しつつ、当面運営体制の充実をはかり地域に密着した図書館づくりをすすめる。
③ 分室	貸出を中心とした活動を推進し、施設の抜本的な改善をはかり、地域ふれあいセンターの中核的施設としていく。
④ 移動図書館	図書館施設の利用が困難な市民への図書館サービスと、学校・幼稚園・保育園・地域文庫への児童読書支援を中心とした図書館活動をすすめる。
⑤ 視聴覚ライブラリー	視聴覚資料の個人利用と集団学習のための視聴覚機材の提供を中心とした事業を推進する。教育メディアとしての機能整備は将来への研究課題とする。
⑥ こどもの読書支援	「こどもの本と児童読書支援」のセンターをめざす。
⑦ 図書館サービス	「図書館情報システム」の高度活動をすすめるとともに、積極的なレファレンスサービスに取り組む。市民一人当たり年間貸出し冊数6冊を目標とする。
⑧ 資料	資料収集方針を踏まえ、市民の求める資料要求には全面的に応えることを基本に、総合資料センターとして必要な資料収集に取り組む。「市民一人当たり5冊の蔵書」を目標とし、毎年、開架冊数の5分の1を更新できる図書費の確保をめざす。
⑨ 特設文庫	特色あるコレクションとして、整理・保存及び活用のためのデータ化を20年計画で完了させる。
⑩ 図書館サービス網	文化施設空白地域への図書館建設を働きかけていく。
⑪ 専門的職員の確保	司書有資格者など専門的職員の確保と育成をはかり、当面職員の過半数をめざす

### 3. 新図書館の開館年次

新図書館の開館年次は、高知市民図書館開館60周年（平成21年）を目標とする。

### 4. 新しい発展をめざす図書館活動の方向

新しい発展をめざす図書館活動の方向は以下の5点である。それぞれの内容は表2-3のとおりである。

- ① すべての市民が「生活の中に読書を！」の実践
- ② きめの細かいサービス網の確立
- ③ すべての市民の資料要求に応える
- ④ 資料・情報センターとしての機能拡充
- ⑤ 生涯学習の中核的施設

表 2-3 図書館活動の方向

<p>① すべての市民が「生活の中に読書を！」の実践</p>	<p>① 市民と図書館の結びつきのバロメーターとして「市民の 20%を登録者に、市民一人当たりの貸出冊数 6 冊」を目標に活動をすすめる。</p> <p>② 子どもと本との出会いや家族ぐるみの読書環境を大切に、児童読書支援の豊かな発展をはかるため創意を生かした活動を積極的に展開する。</p> <p>③ 市民と本を結ぶ図書館利用推進のため、新刊案内、利用案内などの広報活動を積極的にすすめるとともに、創意を生かした各種事業に取り組む。</p>
<p>② きめの細かいサービス網の確立</p>	<p>① 市内全域・均質サービスを目標に、本館をセンターとして分館・分室をオンラインで結ぶサービスと、図書館施設の利用が困難な市民への移動図書館によるサービスで、機能的かつ多面的なサービス網を拡充していく。</p> <p>② 学校・幼稚園・保育園・地域文庫等と連携してきめの細かい配本活動を展開するとともに、配本所を整備し、市民生活のすみずみまで図書館活動をひろげていく。</p> <p>③ 郵送貸出や宅配など、図書館利用が困難な市民に対するサービスを研究し前進させていく。</p>
<p>③ すべての市民の資料要求に応える</p>	<p>① 「市民一人当たり 5 冊の蔵書」を目標に、質量ともに豊かな図書館資料を収集・整備する。</p> <p>② すべての市民の読書要求に応える資料収集を基本に、「ない」とは言わない資料提供につとめる。生活や調査・研究に役立つ資料を総合的に収集し、総合資料センターへの資料蓄積をはかる。</p> <p>③ 高知県関係資料を幅広く収集し、郷土資料のセンター的役割と特色のある図書館づくりをめざす。</p>
<p>④ 資料・情報センターとしての機能拡充</p>	<p>① 図書館の電子メディア化や国際化に対応したサービスなど、時代が要請し時代をリードする資料や情報の収集と、その提供機能の確立をはかる。</p> <p>② 市民の期待と信頼に応えるレファレンスサービス、レフェラルサービスを確立するため、資料・情報の蓄積と人的体制の整備をはかる。</p> <p>③ 公共図書館や大学図書館及び類縁機関とのネットワークをすすめ、資料や情報の提供機能を強める。図書館情報システムによる学校との連携をすすめる。</p>
<p>⑤ 生涯学習の中核的施設</p>	<p>① “資料に始まり資料に帰る市民の生涯学習”を支援するため、明るさとにぎわい、楽しさのある図書館運営をすすめ、市民の憩いの場としての図書館づくりをすすめる。</p> <p>② 子どものための行事や読書会、各種講座、研究会、展示会、利用者参加の機関紙活動など、豊かな読書生活と市民文化の発展のため多面的な活動に取り組む。</p> <p>③ 市民の生涯学習や読書推進運動を支援するため、市民や文化グループ、関係団体との効果的な連携をすすめる。</p>

### 3. 施設の機能及び施設の規模等の構想

#### 1. 新図書館の機能等

##### 1. 中央館として持つべき機能

市内全域に分布する市民図書館の中央館としての機能は以下のとおりである。

表 3-1 中央館として持つべき機能

資料・情報のセンターとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の読書要求に応えるとともに、調査・研究を支援する総合的な資料・情報の集積、インターネットによる郷土資料情報等の発信。</li> <li>図書資料の収集・整理・保存及び分館・分室への配送体制。</li> <li>公共図書館・大学図書館との相互貸借の窓口。</li> <li>より新鮮で豊富な資料を提供するため最低 100 種類以上の雑誌類を収集。</li> </ul>
図書館サービスセンターとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>「図書館情報システム」の高度活用と電子図書館機能。</li> <li>分館・分室との連携と支援体制。</li> <li>レファレンスサービス・レフェラルサービス。</li> </ul>
児童読書支援のセンターとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもと本とのための創造的で豊かなサービスの展開。</li> <li>子どもと読書、子どもと文化にかかわる事業の相談・相互支援活動。</li> <li>学校図書館や地域文庫との連携。</li> </ul>
視聴覚ライブラリーとしての機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>視聴覚資料の個人利用を中心としたサービス及び利用者のための視聴覚スペース。</li> <li>郷土資料（映像・音）の収集・制作・提供。</li> <li>教育メディアセンター機能。</li> </ul>
開架室・閲覧室・書庫の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が求める図書資料を提供できる開架室スペース。</li> <li>閲覧、読書、調査、学習のためのゆとりある閲覧室。</li> <li>集中管理できる書庫機能。</li> </ul>
移動図書館による館外サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館施設のサービスエリアにふくまれない地域を対象としたサービス。</li> <li>学校・幼稚園・保育園、地域文庫など団体への貸出を中心としたサービス。</li> <li>貸出と児童読書支援に重点をおき、読書相談やレファレンスに対応する体制。</li> <li>図書館利用が困難な市民への図書館サービス。</li> <li>配本所の整備支援。</li> </ul>

#### 2. 図書館資料の整備

新図書館では充実した図書館資料を整備する。整備の方針は以下のとおりである。

- 資料情報センターをめざし「資料収集方針」に基づいた資料の計画的収集。
- 図書費と図書資料の効果的運用。
- 「第二次特設文庫整備計画」に基づく確実な整理作業の推進。
- 資料提供活動としての出版事業。

#### 3. 読書推進と文化の活動

読書推進と文化の活動の方針は以下のとおりである。

- 市民と資料をつなぐ創造的で多様な集会・展示活動の展開。
- 読書や文化の市民の自主的グループが活発に活動できる文化の中心的施設の構築。
- 本と読書にかかわるグループ、団体とのネットワークづくり。
- 市民グループや公共的機関の文化活動への情報・資料提供。

市民が図書館をより一層身近な存在として感じられるように、図書館資料を提供するだけでなくさまざまな活動を行う市民グループに協力できる体制を整備する。

#### 4. 運営体制の整備

## 1) 専門職員の配置

新図書館における専門職員の配置は以下のとおり整備する。

- ・ 司書や専門的職員の養成と図書館サービスの向上をはかる人的体制の確保。
- ・ 分館では直営化を展望し、分室では運営体制のあり方の検討が必要である。
- ・ 本館・分館・分室の職員研修の充実。

図書館は施設と資料そして職員の3つの要素が整って初めて十分な機能が果たせるものである。図書館が住民のさまざまな要求に応えるためには、図書館の進むべき方向を決め、利用者に望ましい方法で図書館を管理運営していく専門的な知識をもった管理責任者である館長を配置する。

また、地域を知り、住民の要求をよく理解して、資料を選定し、収集整理するための技術や知識を身につけた司書の資格を持つ専任の職員を配置する。

## 2) 市民の年齢層に対応する魅力的な図書の選定

次代を担う子どもたちが豊かな感性を身につけることができるよう児童図書の充実をはかる。また、高齢化社会を迎えた今日、図書館利用者の中で高齢者の占める割合が増えることは確実であり、それに対応した図書の充実をはかる。あわせて一般成人や中・高校生たちが魅力を感じる図書選定を行う。

## 3) 主催事業の開催およびボランティアの養成と活用

図書館の主催事業は、図書館資料の活用を促進させ、市民が図書館を身近に感じることを目的に展開する。また、こうした企画を援助するボランティアの育成と活用を推進する。

# 2. 新図書館の施設構想

## 1. 新図書館における諸室と規模

### 1) 新図書館の規模

新図書館は、開架図書18万冊（一般15万冊、こども3万冊）、収蔵能力200万冊の図書館とする。建物は市民の日常利用のスペース、文化・研究・研修のスペース、バックアップのスペース、施設環境の4つのスペースがあり、専用面積（7,610㎡）と共用面積（2,283㎡）をあわせた約9,900㎡という規模となる。

### 2) 諸室の構成

諸室とそれぞれの面積は表3-2のとおりである。

#### ① 市民の日常利用のスペース

市民の日常利用のスペースは合わせて2,915㎡あり、18万冊の開架図書をおく開架室が1,600㎡、閲覧席に一般用を300席、こども用を100席とし、面積は合わせて430㎡となる。また、それとは別に120席の学習室を130㎡整備する。

#### ② 文化・研究・研修のスペース

文化・研究・研修のスペースは890㎡となり、300㎡のハイビジョン対応の200席段床式のホールを設ける。その他として展示室、郷土資料研究室、調査室、研修室等を整備する。

#### ③ バックアップのスペース

バックアップのスペースは面積が3,545㎡であり、200万冊を収蔵する書庫を配置し、4万点収容できる特設文庫収蔵庫、3万点の視聴覚資料等を収蔵する視聴覚機材資料室などを整備する。

#### 4. 施設環境

施設環境では面積が 260 m<sup>2</sup>であり、飲食が可能な利用者休憩室、それとは別にレストラン・喫茶室を配置し、乳児とお母さんのコーナーを設置する。

外部空間としては駐車場、駐輪場等を設置する。

表 3-2 新図書館諸室の用途及び面積表

	室名	内 容	必要面積 (m <sup>2</sup> )	
市民の 日常利用 スペース	①	開架室	18万冊(一般15万冊, こども3万冊)	1,600
	②	視聴覚開架資料	2万点(CD, ビデオ, カセット, LD)	120
	③	閲覧席	一般300席, こども100席	430
	④	学習室	120席	130
	⑤	ビデオブース	30ブース 90人	175
	⑥	音声ブース	5ブース	
	⑦	調査・参考室	OA機器, CD-ROM, インターネットなどの利用室	60
	⑧	おはなし室		40
	⑨	外国語資料のスペース		60
	⑩	読書相談室		40
	⑪	新聞・雑誌ゾーン		140
	⑫	郷土資料閲覧室		60
	⑬	談話室		60
	小 計		2,915	
文化・ 研究・ 研修の スペース	①	ホール	ハイビジョン対応 200席・段床式	300
	②	集会・会議室		260
	③	展示室		50
	④	郷土資料研究室		80
	⑤	行政資料室		80
	⑥	調査室		60
	⑦	研修室		60
	小 計		890	
バック アップ の スペース	①	書庫	200万冊(前処理室を含む)	2,200
	②	特設文庫収蔵庫	4万点	480
	③	視聴覚機材資料室	3万点	40
	④	図書選定室		30
	⑤	図書装備室		30
	⑥	図書集配室		30
	⑦	特設文庫整理室		45
	⑧	コンピュータ室		60
	⑨	移動図書館図書編成室		70
	⑩	移動図書館車庫	バス2台・業務車1台	100
	⑪	事務室		360
	⑫	館長室		30
	⑬	応接室		30
	⑭	更衣室		20
	⑮	シャワー室・休憩室		20
	小 計		3,545	
施設 環境	①	利用者休憩室	飲食可	60
	②	レストラン・喫茶室		140
	③	利用者用ロッカールーム		20
	④	乳児とお母さんのコーナー		40
	⑤	駐車場		
	⑥	駐輪場		
	⑦	庭園・くつろぎのひろば		
	小 計		260	
中 計			7,610	
共用面積 7610 m <sup>2</sup> ×0.3			2,283	
合 計(専用面積 7,610 m <sup>2</sup> + 共用面積 2,283 m <sup>2</sup> )			9,893	

## 2. 諸室の基本的な考え方

諸室の基本的な考え方を室別に列記すると、以下のとおりである。

### 1) 開架室

- ・ 利用者が抵抗なく気軽に入れ、図書やその他の資料がわかりやすく手軽に手にすることができるよう、ゆとりあるスペースを確保する。
- ・ 書架の形態としては、奥行きが浅く、側板と中仕切りはさらに狭く、本が前面にでるものとする。(写真1)
- ・ 書架の付近にイスを適度に配置する。(写真2)
- ・ 書架は視線を遮らない低書架を基本とする。(写真3)
- ・ ゾーン全体を学習施設としてとらえ、開架室と屋外を一体化し、外でも自由に本が読めるようにする。(写真4)
- ・ 収蔵力を高めるための背の高い書架は壁面に設置する。
- ・ 模様替えで移動できるように書架のうしろの壁も仕上げる。

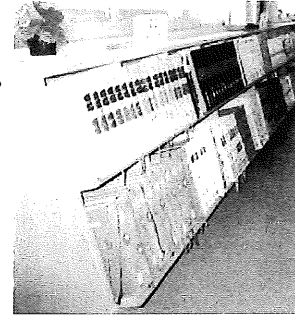


写真1  
側板と中仕切りが狭くなった書架 (佐用町立図書館)

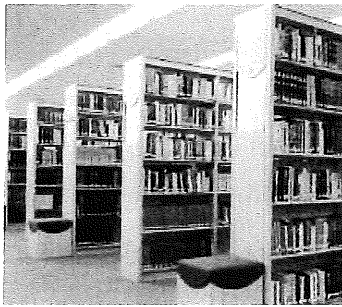


写真2  
イスが適度に配置された書架 (沼津市立図書館)

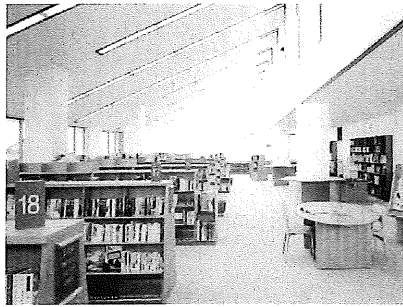


写真3  
視線を遮らない低書架 (早島町立図書館)

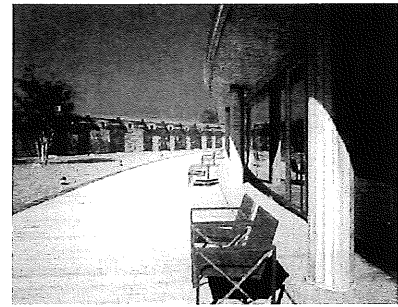


写真4  
本が読める外部空間 (洲本市立図書館)

### 2) 閲覧室

- ・ 閲覧室は閲覧、読書、調査、学習がおこなえる、ゆとりのある明るく広い空間とする。



写真5  
ゆったりとくつろいだ雰囲気  
で閲覧できる空間 (岡山市中央  
図書館)

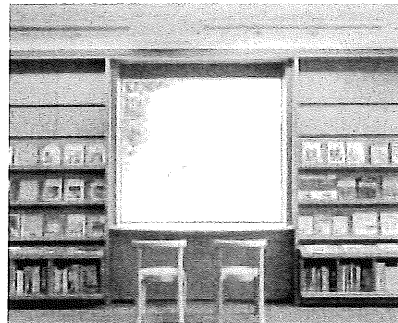


写真6  
外部空間を意識した閲覧空間  
(洲本市立図書館)



写真7  
明るく開放的な閲覧室 (洲本市立図書館)

### 3) 学習室

- ・ 学習のために来た一般の利用者や学生を、閲覧室に引き寄せる工夫をする。
- ・ 閲覧室との一体感を大切にする。

#### 4) ビデオブース・音声ブース

- ・ ゆったりとした開放的な雰囲気の中で、DVD、LD、ビデオテープなどの視聴覚資料を視聴できるようにする。(写真8)
- ・ 外部空間を意識した音声ブースを整備する。(写真9)



写真8  
ゆったりとした空間をもつAVコーナー（早島町立図書館）



写真9  
公園の樹々や街並みを眺めながらのCD鑑賞（岡山市幸町図書館）

#### 5) おはなし室

- ・ おはなし室は、他の空間と区別がつくようにする。
- ・ 床はゆっくりと過ごせるようにし、子どもが落ち着いておはなしを聞ける空間とする。

#### 6) ホール

- ・ 文化・研究・研修のために200席のホールを整備する。(写真11)

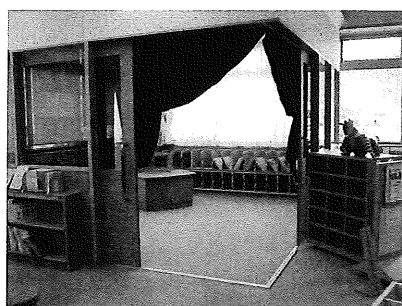


写真10  
使用するとき扉を閉じて他の空間と区別するおはなし室（佐用町立図書館）

#### 7) 書庫

- ・ 書庫は限られたスペースにできるだけ多くの蔵書を収納するために、一つの階を2層に分けるなどし、蔵書数を確保することとする。
- ・ 郷土資料・寄贈資料等を収納できるスペースを確保する。
- ・ 特設文庫資料や〇〇家資料等のさまざまな資料形態に対応できる収納スペースを整備する。

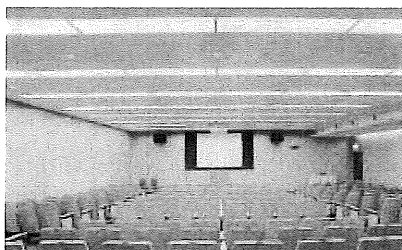


写真11  
200名収容可能な視聴覚ホール（沼津市立図書館）

#### 8) 駐車場

- ・ 市内の遠隔地からの利用者のために、できるだけ駐車場のスペースを確保する。



### 3. 建築計画的な留意事項

新図書館における建築計画的な留意事項は次のとおりである。

#### 1) 建築設計の視点

新図書館における建築設計の視点は次の3点である。

- ① 入りやすさ, くつろぎ, にぎわい ——— (市民の日常的な利用のために)
- ② 使いやすさ, わかりやすさ, 動きやすさ ——— (市民も館員も)
- ③ 防災, 耐震, 耐火, 雨対策, メンテナンス, 効率的な管理 ——— (安全で便利に)

#### 2) 身体障害者にやさしい配慮を

「高齢者, 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称: ハートビル法 平成6年 法律第44号) 及び「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成9年4月1日施行) に基づき, 高齢者や身体障害者にも利用しやすい施設とする。

#### 3) 高知の風土・景観に合った建築物に

新図書館の建築計画は, 「高知市都市美条例」(平成8年4月1日 条例第12号) 及び「高知市大規模建築物等誘導基準」に基づき, 「高知県公共建築物景観マニュアル」(平成7年3月発行) 等を参考に進める。

## 4. 新図書館の立地場所及び施設複合化の検討

### 1. 立地場所の検討

#### 1. 候補地条件と候補地

中央図書館の建設位置として求められる敷地の設定条件としては以下を満たすようにする。

- (1) 中央図書館として市内全域にサービスを展開するのが容易な場所であること。
- (2) 多くの利用者が訪れる施設であるので、交通の利便性が高い場所であること。
- (3) 中央図書館としての機能を果たすことができる敷地面積があること。
- (4) 現在の本館を除いた場合の図書館サービスの空白地域であること。
- (5) 現施設の老朽化により、時期的に急げる場所であること。

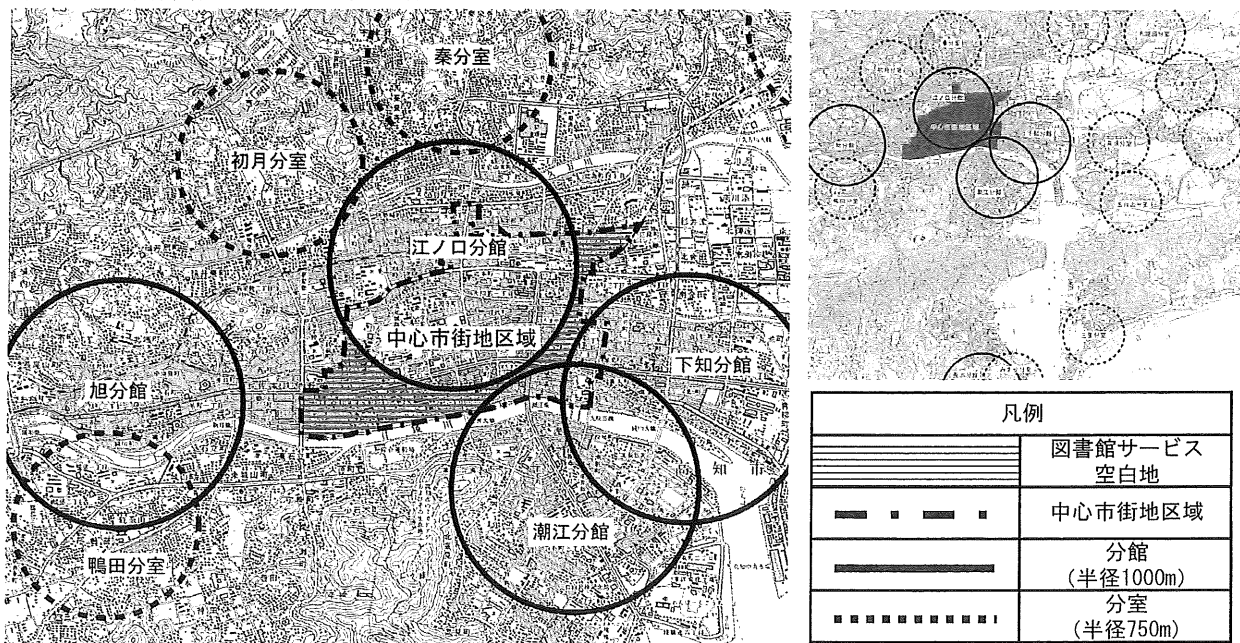
これらの条件を考慮し候補地となる地域を考察したものをまとめたのが、以下の表4-1である。

表4-1 設定される条件から考えられる地域

設定される条件	考えられる地域
(1) 中央図書館として市内全域にサービスを展開するのが容易な場所であること。	中央図書館の機能を発揮する地理的条件として、新図書館は高知市の中央部に建設されるのが望ましい。
(2) 多くの利用者が訪れる施設であるので、交通の利便性がよい場所であること。	最も多くの利用者が存在する中央図書館は、公共の交通機関が利用しやすい中心市街地*が望ましい。
(3) 中央図書館としての機能を果たすことができる敷地面積があること。	新図書館の設定された規模(9,900㎡あまり)と機能を損なわない敷地面積を有すること。
(4) 現在の本館を除いた場合の図書館サービスの空白地域であること。	中心市街地*における市民図書館サービスの空白地域(図4-1)をカバーできる地域が望ましい。
(5) 現施設の老朽化により、時期的に急げる場所であること。	現施設は蔵書機能の限界等の問題を抱え、さらに建物自体も老朽化が進み、大規模のメンテナンスの必要に迫られており、早い時期に移転可能な敷地が望ましい。

\*中心市街地は、「高知市中心市街地活性化基本計画」(平成11年3月 高知市)で定められた区域とする。

図4-1 図書館サービスの空白地域



以上を考慮した結果、候補地を以下の5つにしぼった。

- ① 高知市立市民病院跡地
- ② 高知駅都市再開発地区
- ③ 現有地（現市民図書館）
- ④ 現有地+α（現市民図書館+高知市役所跡地）
- ⑤ 高知市役所跡地

## 2. 候補地の現況と評価

それぞれの候補地の現況と評価は以下のとおりである。

### ① 高知市立市民病院跡地

#### ■ 現況

この敷地は高知城の西、県庁舎、高知地方裁判所の敷地に隣接している。ここは行政的色合いの強いゾーンである。

敷地は全体が11,200㎡あまりで3つに別れている。①の敷地面積は9,300㎡程度、②の敷地は1500㎡ほどである。さらに最も小さい③の敷地は500㎡あまりである。

用途地域は商業地域で、準防火地域となっている。

#### ■ 評価

この候補地は新図書館の設定された規模を低層で実現させることが可能な敷地面積をもっている。さらに、江ノ口分館からも離れ、図書館サービス網がカバーしにくい地域となっている。現在、高知市では市民病院の移転が決定していることから、早期の建設が可能である。

しかしながら、ここには新保健所を中心とした「健康あんしんセンター」（仮称）設置に向けた検討がなされており、その予定候補地でもあることから、やや高層の隣接もしくは複合施設になると考えられる。

### ② 高知駅都市再開発地区

#### ■ 現況

この候補地は高知駅周辺の再開発にともない区画整理される敷地A、B、C、D（図4-3）である。

敷地は4つに別れているが、敷地Aは5,800㎡、敷地Bは7,700㎡、敷地Cは6,200㎡、さらに敷地Dは7,500㎡となっている。

用途地域は、商業地域で防火地域となっている。

#### ■ 評価

この候補地は公共交通の結節点にあたり、交通の便がよい。

課題としては、この候補地は高知駅周辺という立地条件から、他施設との複合の可能性が大きい。さらに、接地性に乏しいこともあげられる。時期的にも都市再開発事業の時期が未定であるという問題もある。

図4-2 市民病院敷地跡

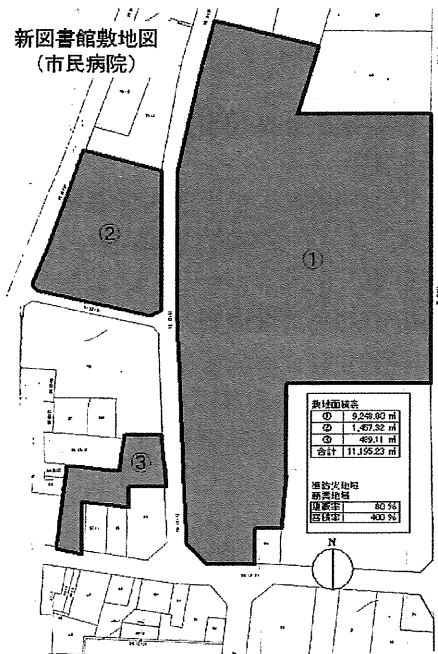
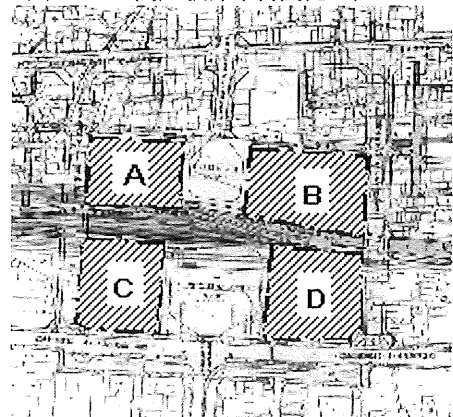


図4-3 高知駅都市再開発地区



### ③ 現有地（現市民図書館）

#### ■ 現況

現市民図書館の跡地であるこの候補地は、高知市役所の構内にあり行政・文化的なゾーンに位置する。土佐電気鉄道の電停からも近く、交通の面においても便利な地区であるといえる。

敷地面積は2,000㎡あまりであり、用途地域では、商業地域で防火地域となっている。

#### ■ 評価

この候補地の課題としては、新図書館の延床面積を満たすためには、敷地面積が小さく、結果的に高層の建物となる。また、建替え期間中の図書館本館機能についても考慮する必要がある。

### ④ 現有地+α（現市民図書館+現高知市役所跡地）

#### ■ 現況

この候補地は現市民図書館跡地と現高知市役所の敷地を併せたもので、市民図書館南に位置する同敷地内の高知市役所第二庁舎は含まない。敷地は県庁前の通りに面し、高知市の中心的な地域であるといえる。交通面は土佐電気鉄道の電停も近く便利である。

面積は15,300㎡あまりであり、用途地域は、商業地域で防火地域となっている。

#### ■ 評価

この候補地は面積が広く、新図書館を低層の建物とすることが可能である。また、高知市の中心的な地域であるのでシンボリックな施設となりえる。また、利用者も集まりやすい。

課題としては高知市役所の移転が前提であるので、移転するか否か決まっておらず、建設が遅れる可能性がある。また、市民図書館の敷地を利用するとき、建替え期間中の図書館本館機能についての問題もある。

### ⑤ 高知市役所跡地

#### ■ 現況

現高知市役所の敷地であり、ここでも市民図書館南の高知市役所第二庁舎は含まない。

面積は13,300㎡あまりであり、用途地域は、商業地域で防火地域となっている。

#### ■ 評価

広い敷地面積から新図書館を低層の建物とすることが可能であり、高知市の中心的な地域であるのでシンボリックな施設となりえる。また、利用者の集まりやすい地域である。さらに建替え期間中の本館機能を考慮する必要がない。

課題としては、高知市役所の移転を前提とするため、現時点での移転が未定であることから、建設が遅れる可能性がある。

図4-4 現有地（現市民図書館）



図4-5 現有地+α（現市民図書館+現高知市役所跡地）

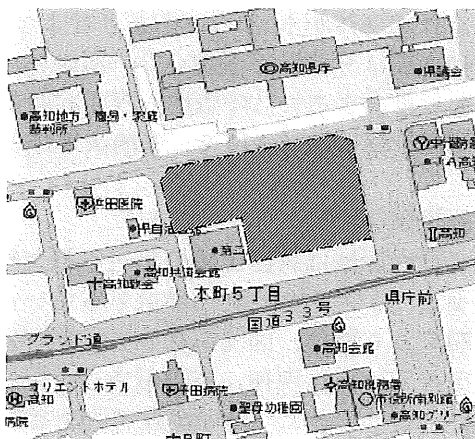
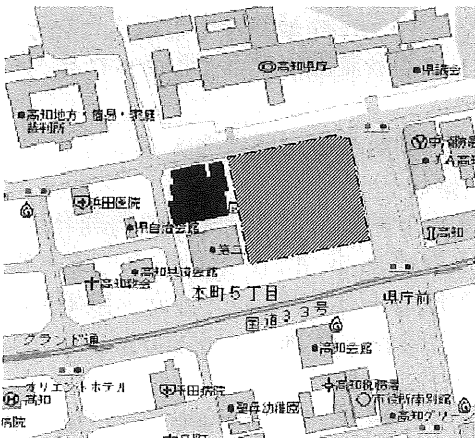


図4-6 高知市役所跡地



以上の候補地の特徴を整理すると表4-2のとおりであり、現時点においての委員会の結論は、次のようになる。

表4-2 候補地の各種項目比較表

	① 市民病院跡地	② 高知駅都市再開発地区	③ 現有地(現市民図書館)	④ 現有地+α(現市民図書館+現市役所跡地)	⑤ 高知市役所跡地
候補地周辺の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政的な色合いの強いゾーン</li> <li>表通りから遠ざかっている印象を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知市の交通の結節点であり、便利である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、文化の中心地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、文化の中心地</li> <li>県庁前の通りに面する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、文化の中心地</li> <li>県庁前の通りに面する</li> </ul>
建築可能面積と想定される階層数	<ul style="list-style-type: none"> <li>建蔽率80%より7,400㎡</li> <li>2層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建蔽率80%より6,200㎡(敷地B)</li> <li>2層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建蔽率80%より1,600㎡</li> <li>7層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建蔽率80%より12,200㎡</li> <li>1層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建蔽率80%より10,700㎡</li> <li>1層</li> </ul>
図書館サービス網の空白地(図4-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市民図書館本館のサービス域のみであり空白地にあたる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>江ノ口分館のサービス域に含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市民図書館本館のサービス域のみであり空白地にあたる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市民図書館本館のサービス域のみであり空白地にあたる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現市民図書館本館のサービス域のみであり空白地にあたる</li> </ul>
想定される公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐電気鉄道</li> <li>バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR</li> <li>土佐電気鉄道</li> <li>バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐電気鉄道</li> <li>バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐電気鉄道</li> <li>バス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土佐電気鉄道</li> <li>バス</li> </ul>
想定される着工可能時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未定</li> </ul>
その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康あんしんセンターとの複合化となる可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前という立地条件から、単独施設は困難である</li> <li>他施設との複合により、高層の建物となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積が小さく、高層の建物となる</li> <li>建替え中の本館機能を配慮する必要あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建替え中の本館機能を配慮する必要あり</li> </ul>	

### 新図書館の候補地

安全性・機能面から早期の建設が望まれるため、目標年次(開館60周年=平成21年)に開館可能な市民病院跡地を第一候補とする。

また、建設時期が未定となるが、立地条件と敷地規模、形状等からは高知市役所跡地も有力である。

## 2. 施設の複合化に対する基本的考え方

### 1. 原則的には単独館

複合施設として異なった目的の施設を同じ建物に入れることは、どちらかの機能を犠牲にせざるを得ず、結果的に中途半端な施設となることが多いことが通常みられる。このため新図書館は基本的には単独の建物とすることが望ましい。

### 2. 複合化の選択肢と方向

しかし、敷地の面積にも限りがある中心市街地において、図書館のみによる敷地の独占は難しい状況である。やむを得ず複合化する場合は、利用者を集められるといった相乗効果が認められることが必要である。複合化する場合には表4-3のようなパターンがある。

表4-3 複合化のパターン

複合化の形態		内容	
1. 敷地利用の複合化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地利用の複合化では、駐車場や広場空間等の共用</li> <li>それぞれの施設で設けるよりも広い面積がとれる</li> </ul>	
2. 建物の機能(空間)の複合化	① 玄関ホール等の共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物を複合化したとき互いの施設の機能には影響の少ない部分の玄関ホール、利用者休憩室、レストラン・喫茶室等の共用</li> </ul>	
	② エレベータ、ホール、集会・会議室等の共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いの施設機能の中でも共通する部分を共用</li> <li>図書館機能の中では、上記の他に、集会・会議室等が他施設と共通する機能</li> <li>エレベータ等の一般的な機能</li> </ul>	
	③ 開架室の部分的共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館独自の機能である図書開架室の共用</li> <li>こども図書の開架室の共用</li> <li>このとき音響や防犯について十分配慮</li> </ul>	

新図書館において他施設との複合化をする場合は、「1. 敷地利用の複合化」と「2. 建物機能（空間）の複合化《1 玄関ホール等の共用, 2 エレベータ, ホール, 集会・会議室等の共用, 3 開架室の部分的共用》」が考えられる。

新図書館としては単独館が原則であり、「1. 敷地利用の複合化」の方向が良いが、「2. 建物の複合化」の方向になる場合においても、図書館固有の機能については可能な限り独立し、それ以外の機能については両者の協働的な協議の上に成立するといえる。この場合、建築の形態等を十分考慮する必要がある。また、運営にあたっては、それぞれが、その目的にあった事業を自由に展開できるよう独立した組織とすることが望ましい。

## 5. 高知市新図書館構想検討委員会での検討経過

### 1. 委員会名簿

高知市新図書館構想検討委員会の委員会名簿は表5-1のとおり。

表5-1 高知市新図書館構想検討委員会 委員会名簿

氏名	所属	備考
大谷 英人	高知工科大学教授	委員長
下岡 正文	前高知新聞社編集局次長	
森尾 靖子	元高知市文化振興事業団専務理事	副委員長
山崎 一寛	NPO 高知市民会議	
玖波井 加代子	元幼児教育を考える会	

### 2. 委員会の開催経過とテーマ

表5-2 高知市新図書館構想検討委員会 開催経過

回	年月日	場所	テーマ
1	平成12年6月30日	高知市民図書館本館	1. 新図書館構想検討委員会の設置にいたる経過 2. 今後の作業について
2	8月22日	同上	先進館のパンフをコンピュータ処理した映像を見ながら検討
3	10月18日	同上	1. 望ましい図書館施設とは？ 2. 本館の施設見学
4	平成13年2月13日	同上	視察館の印象・感想
5	4月12日	同上	1. 新館の立地条件について 2. 新館の施設スペースについて
6	6月9日	同上	1. 高知市の図書館システムからみて望まれる中央館 2. 複合化について
7	8月15日	同上	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について
8	11月7日	同上	報告書原案の検討1
9	12月13日	同上	報告書原案の検討2
10	3月29日	同上	報告書最終案の検討3



### 3. 視察経過

高知市新図書館検討委員会における先進図書館の視察経過は表5-3のとおり。

表5-3 図書館視察

回	年 月 日	視 察 先
1	平成13年1月10日 ～12日	町田市立中央図書館 調布市立中央図書館 市川市立中央図書館 浦安市立中央図書館 沼津市立図書館 富士市立図書館
2	6月9日	分館（潮江，下知）の視察
3	8月15日	高知大学附属図書館
4	9月26日 ～27日	岡山県早島町立図書館 岡山市中央図書館 岡山市幸町図書館 兵庫県佐用町立図書館 洲本市立図書館

#### 4. 高知市新図書館構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の新図書館についての構想をまとめるため、高知市新図書館構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる新図書館構想に関する事項を審議し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 図書館サービスに関すること。
- (2) サービス網に関すること。
- (3) 資料・情報の収集、保存、提供に関すること。
- (4) 新図書館の機能、規模、立地、運用に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育長が委嘱する委員5名以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会において必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。